

平成28年11月秋田市議会定例会提出予定案件

件名	説明																												
「 条 例 案 」 5 件																													
1 秋田市職員の退職手当に関する条例および秋田市公営企業職員の給与に関する条例の一部を改正する件 ・雇用保険法等の一部を改正する法律(平成28年法律第17号):平成28年3月31日公布、一部を除き平成29年1月1日施行	○改正理由 雇用保険法等の一部を改正する法律(平成28年法律第17号)の施行に伴い、規定を整備するため、改正しようとするもの ○改正要旨 高年齢継続被保険者を高年齢被保険者に改める等の規定の整備を行う。 ○施行期日等 施行は、平成29年1月1日から。 改正前の条例の適用を受ける者に関する経過措置を規定する。																												
2 秋田市老人デイサービスセンター条例を廃止する件	○廃止理由 八橋老人デイサービスセンター等の民間移行に伴い、老人デイサービスセンターを廃止するため、この条例を廃止しようとするもの ○施行期日 平成29年4月1日から																												
3 秋田市リフレッシュガーデン条例の一部を改正する件	○改正理由 リフレッシュガーデンの管理について指定管理者制度を廃止するとともに、その使用料等を定めるため、改正しようとするもの ○改正要旨 1 使用者は、許可を受けた際に次の表に定める使用料を納付するものとする。																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th colspan="2">区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">ゴルフコース</td> <td rowspan="2">平日</td> <td>一般</td> <td rowspan="2">1人1日につき</td> <td>1,600円</td> </tr> <tr> <td>高校生以下</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">日曜日、土曜日 および休日</td> <td>一般</td> <td rowspan="2"></td> <td>2,600円</td> </tr> <tr> <td>高校生以下</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td>1人3月につき</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td>1人1年間につき</td> <td>50,000円</td> </tr> </tbody> </table>		施設	区分		単位	金額	ゴルフコース	平日	一般	1人1日につき	1,600円	高校生以下	無料	日曜日、土曜日 および休日	一般		2,600円	高校生以下	無料				1人3月につき	20,000円				1人1年間につき	50,000円
施設	区分		単位	金額																									
ゴルフコース	平日	一般	1人1日につき	1,600円																									
		高校生以下		無料																									
	日曜日、土曜日 および休日	一般		2,600円																									
		高校生以下		無料																									
				1人3月につき	20,000円																								
				1人1年間につき	50,000円																								

- 2 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができることとする。
- 3 既納の使用料は、原則として還付しないものとする。
- 4 その他利用料金から使用料へ変更したことに伴う既存の規定の整備を行う。

○施行期日等

施行は、平成29年4月1日から。

改正前の条例の規定に基づいて利用料金を支払った者は、改正後の条例の規定に基づいて使用料を納付した者とみなす旨の経過措置を規定する。

- 4 秋田市立学校給食センター条例の一部を改正する件

○改正理由

河辺学校給食センターを雄和学校給食センターに統合することに伴い、河辺学校給食センターを廃止するため、改正しようとするもの

○改正要旨

学校給食センターの名称および位置を定める表から河辺学校給食センターを削る。

○施行期日

平成29年4月1日から

- 5 秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する件

○改正理由

市議会議員および市長の選挙における選挙運動用自動車の使用ならびに選挙運動用ビラおよび選挙運動用ポスターの作成の公営に要する経費に係る限度額を引き上げるため、改正しようとするもの

○改正要旨

選挙運動の公営に要する経費に係る限度額の算定基準となる金額を引き上げる。

選挙運動の公営に要する経費		単位	改正後	改正前
選挙運動用自動車	自動車借入れ契約の場合	1日に つき	15,800円	15,300円
	燃料の供給に関する契約の場合		7,560円	7,350円
選挙運動用ビラ	無料で作成することができる限度額	1枚当 たり	7円51銭	7円30銭
選挙運動用ポスター			27円50銭	26円73銭
		加算額	573,030円	557,115円

「単行案」 7件

		<p>○施行期日等 施行は、公布の日から。 施行日以後に期日が告示される選挙について適用する旨の経過措置を規定する。</p>
6	秋田市にぎわい交流館および秋田市中通一丁目自動車駐車場の指定管理者を指定する件	<p>○にぎわい交流館および中通一丁目自動車駐車場の指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者 あきたまちづくり共同企業体 ・指定の期間 平成29年4月1日～平成34年3月31日 ※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項
7	秋田市老人福祉センターの指定管理者を指定する件	<p>○老人福祉センターの指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者 社会福祉法人秋田市社会福祉協議会 ・指定の期間 平成29年4月1日～平成34年3月31日 ※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項
8	秋田市老人いこいの家の指定管理者を指定する件	<p>○老人いこいの家の指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者 社会福祉法人秋田市社会福祉協議会 ・指定の期間 平成29年4月1日～平成32年3月31日 ※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項
9	秋田市公設地方卸売市場の指定管理者を指定する件	<p>○公設地方卸売市場の指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者 あきた市場マネジメント株式会社 ・指定の期間 平成29年4月1日～平成34年3月31日 ※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項

10	市道路線を廃止する件	○同一規格の路線を整理するため、市道路線を廃止しようとするもの ・廃止路線 1路線 102.50m ※提出根拠法：道路法第10条第3項
11	市道路線を認定する件	○宅地造成に伴い新設された道路等を一般交通の用に供するため、市道路線に認定しようとするもの ・認定路線 21路線 延長2,094.30m ・認定後の市道路線延長 約2,016.4km ※提出根拠法：道路法第8条第2項
12	大仙市道路線の認定を承諾する件	○本市行政区域内における道路を大仙市が市道路線として認定することについて承諾しようとするもの ・承諾路線 2路線 延長51.30m ※提出根拠法：道路法第8条第4項
「 予 算 案 」 13件		
13	平成28年度秋田市一般会計補正予算（第4号）の件	○資料別紙
14	平成28年度秋田市土地区画整理会計補正予算（第2号）の件	
15	平成28年度秋田市市営墓地会計補正予算（第1号）の件	
16	平成28年度秋田市中心卸売市場会計補正予算（第1号）の件	
17	平成28年度秋田市公設地方卸売市場会計補正予算（第1号）の件	
18	平成28年度秋田市大森山動物園会計補正予算（第1号）の件	
19	平成28年度秋田市廃棄物発電会計補正予算（第1号）の件	
20	平成28年度秋田市国民健康保険事業会計補正予算（第2号）の件	
21	平成28年度秋田市介護保険事業会計補正予算（第3号）の件	
22	平成28年度秋田市後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）の件	
23	平成28年度秋田市水道事業会計補正予算（第1号）の件	

24	平成28年度秋田市下水道事業会計補正予算（第1号）の件	} ○資料別紙
25	平成28年度秋田市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）の件	
「追加提案」		
「人事案」 1件		
26	人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件	<p>○人権擁護委員津谷ゆき子氏の任期満了(平成29年3月31日付)に伴い、その後任候補者の推薦について意見を求めるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・任期3年 <p>※提出根拠法：人権擁護委員法第6条第3項</p>